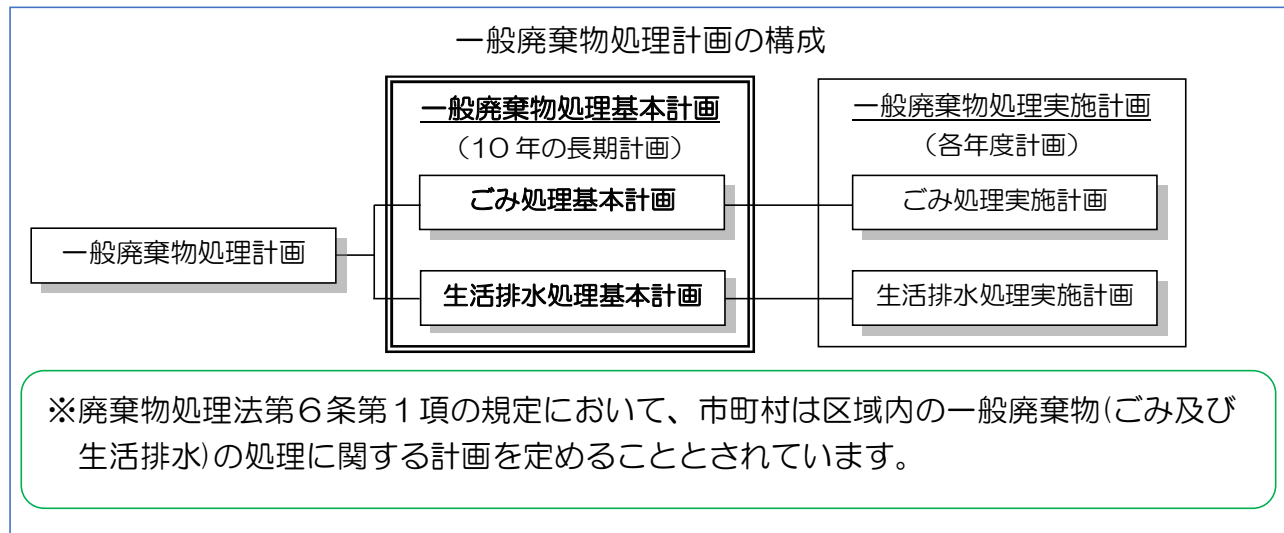


岐阜市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

1. 一般廃棄物処理基本計画とは（本編 p.1）

- 今日、環境保全は人類の生存基盤に関わる極めて重大な課題となっています。国においては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指した施策を推進しています。
- 本市においても「循環型社会の実現」に向けて、さらなる廃棄物の減量化・資源化とともに、一般廃棄物の安定的・継続的な適正処理を推進していくため、一般廃棄物処理基本計画の策定・見直しを行い、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を目指します。
- 今回は、2015年（平成28年）3月に策定した計画（以下、「現計画」という。）から5年が経過し、中間目標年度に該当することから中間見直しを行うものです。



2. 計画期間と目標年度（本編 p.6）

本計画の計画期間は、初年度を2021年度（令和3年度）とし、計画目標年度は現計画から変更なく、2025年度（令和7年度）とします。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	将来
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
計画期間	現計画策定					中間目標年度	見直し期間(5年間)					目標年度

▲中間見直し

ごみ処理基本計画

1. 中間目標に対する現状評価（本編 p.65）

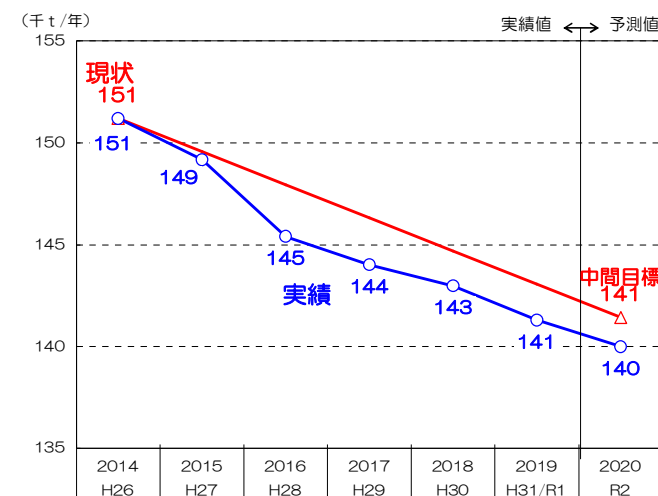
現計画における主な中間目標値に対する現状予測は、表1-1～1-4とおりです。実績値からの予測によると、ごみ総排出量(表1-1)及び「リサイクル率(表1-2)」は、中間目標を達成すると推測されます。一方で、「集団回収等と資源ごみを除く1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(表1-3)」、「事業系ごみ排出量(表1-4)」は中間目標に届いていないことから、目標達成のためには残りの計画期間において、**更なる施策が必要**となります。

【主な中間目標の達成状況】

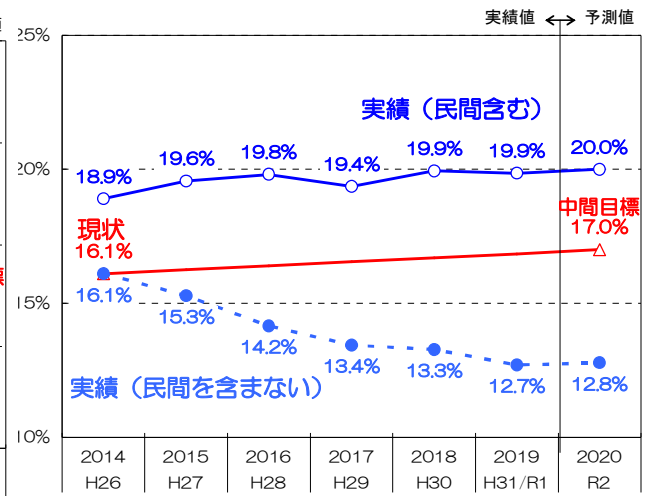
項目		現計画	実績値からの予測		
		2020年度 (令和2年度)	2020年度 (令和2年度)		
		中間目標	予測値	差	達成
排出量	ごみ総排出量	141,431 t	139,991 t	-1,440 t	○
	集団回収等と資源ごみを除く 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	531 g/人・日	560 g/人・日	+29 g	×
	事業系ごみ排出量	42,234 t	43,056 t	+822 t	×
資源化の目標 リサイクル率		17.0%	20.0%※	+3.0P	○

※リサイクル率は民間事業者による回収量（推計値）を加算しています。

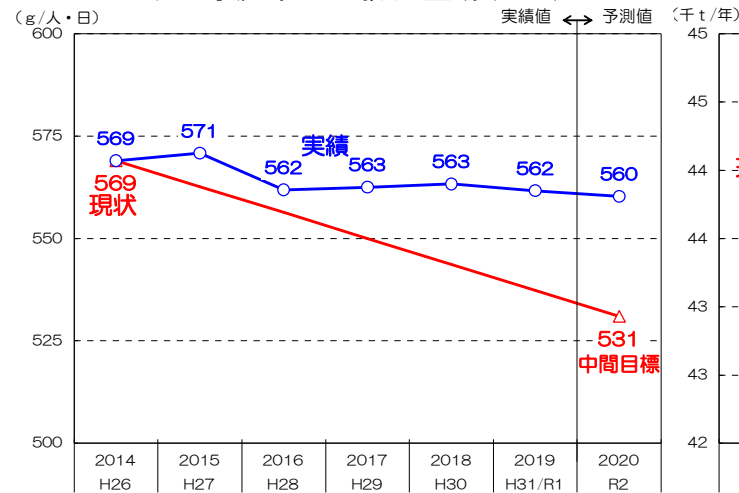
■ごみ総排出量(表1-1)



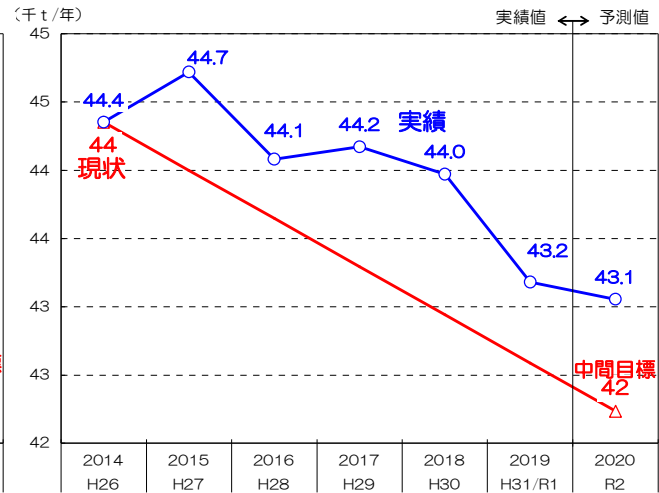
■リサイクル率(表1-2)



■ 集団回収等と資源ごみを除く 1人1日
当たりの家庭系ごみ排出量(表 1-3)



■ 事業系ごみ排出量(表 1-4)



2. ごみ処理の目標 (本編 p. 66~)

現計画の中間目標に対する現状を踏まえて、今回の中間見直しでは、現計画の目標を引き継ぐこととします。ただし、リサイクル率は、民間事業者による資源回収によるものを含めると 2019 年度(令和元年度)時点で 19.9%となっており、既に現計画の 2025 年(令和 7 年度)目標(19%)を達成していることから、新たな数値目標を設定します。(各項目の目標達成時における推移予測は表 2-1~2-4 のとおり)

なお、本目標値は、国及び県の目標値を考慮しつつも、一方で本市の現状を踏まえ、まずは本計画の目標を達成した上で、将来的に国及び県の目標を達成することを目指すものです。

【目標値】

項目		現状	目標値
		2019 年度 (令和元年度)	2025 年度 (令和 7 年度)
排出量	ごみ総排出量	141 千 t	132 千 t
	集団回収等と資源ごみを除く 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	562 g/人・日	480 g/人・日
	事業系ごみ排出量	43 千 t	40 千 t
資源化の目標 リサイクル率		19.9% (12.7%) ※	19%(現計画)⇒22% (14.5%) ※

※リサイクル率は民間事業者による回収量(推計値)を加算しています。
民間事業者分を含まない、本市の集計に基づくリサイクル率は()で表記しています。

★目指すべき姿★

全ての目標を達成するためには、2025 年度(令和 7 年度)までに、家庭系普通ごみ及び粗大ごみを 12%削減し、事業系普通ごみ及び粗大ごみを 5%削減する必要があります。

3. ごみ処理の基本方針 (本編 p. 76~)

近年、私たちの暮らしが豊かになり、ライフスタイルや価値観の多様化にあわせて、ものづくりもより高度化・複雑化し、様々なものが生産されるとともに廃棄されています。

こうした中、基礎自治体に対しては、住民の快適で衛生的な生活を維持・向上すべく、本市域内で発生する一般廃棄物を適正に処理するための計画を策定するとともに、適切な処理体制を構築し、確実に処理・処分を実施することが求められています。

本市では、市民・事業者・行政が相互に役割を分担するとともに、循環型社会の実現に向け一体となって取り組んでいくものとし、現計画と同様に次の 5 つの基本方針に沿った施策を展開するものとします。

①. ごみの発生抑制の推進

ごみになるものは、つぐらない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することにつながります。そのため、市民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識啓発を行うとともに、主体的な協力を強く働きかけていきます。

②. ごみの排出抑制・分別の推進

発生したごみについては、可能な限り家庭や事業所内で減量化・再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し、店頭回収、法定リサイクル(家電・パソコン等)、資源分別回収事業及び分別収集等を推進していきます。

③. 循環型処理及びエネルギー有効利用の推進

ごみとして排出されたものについては、リサイクルを前提とした循環型処理を行うとともに、処理過程で発生する熱エネルギー等の有効利用を推進していきます。

④. 環境に配慮した適正処理の推進

収集・運搬、中間処理及び最終処分の各段階において、環境への負荷を極力低減するとともに、ごみの適正処理を推進していきます。

⑤. 適正処理体制の構築

効率的な収集・運搬及び施設の健全な維持管理を実施することにより、安定的・継続的な適正処理体制を構築するものとします。

4. 目標達成に向けた主な施策 (本編 p. 78~)

目標達成に向けて、ごみ処理の基本方針に基づき下記の施策を行います。
 なお、目標達成のためには更なるごみ減量等が必要なことから、現計画の施策を引き続き実施するほか、新規の施策を追加することで目標達成を目指します。

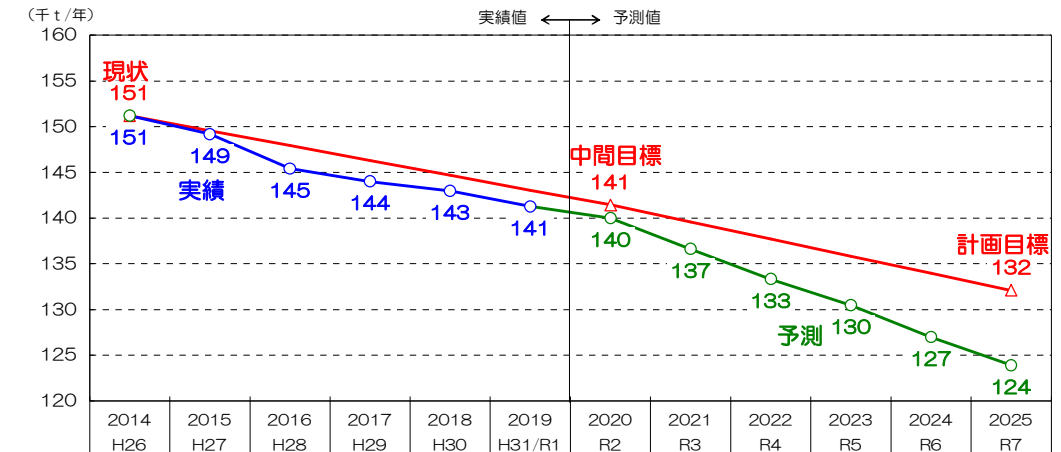
【目標達成に向けた主な施策】

項目		施策の概要
発生抑制	意識啓発	ごみを発生させない又、発生したごみは適切に分別するための意識啓発を図る。
	環境教育の充実	ごみ発生状況の発信及び体験機会等を提供する。
	プラスチック製容器包装の発生抑制【新規】	詰め替え容器の利用促進など、市民のプラスチック製容器包装の利用抑制を図る。
排出抑制	自家減量の推進	市民が自宅で実施できる取り組みを推進する。
	容器包装廃棄物等の排出抑制	マイバッグの利用促進や過剰包装の抑制等、容器包装廃棄物の減量・資源化を推進する。
	事業系ごみの排出抑制【変更】	1) ごみ減量化の指導、搬入時検査の実施 2) 事業所の立ち入り調査と指導の実施 3) 食べキリ協力店の登録推進【新規】 4) 食品ロス発生抑制の推進【新規】
	ごみ有料化の検討	家庭系及び事業系普通ごみの有料化を検討する。
分別計画	資源ごみの分別収集の実施【変更】	現在の分別収集を継続して実施するとともに、プラスチック製容器包装類の分別を市内全域に拡大する。
	資源分別回収事業のさらなる促進【変更】	自治会等による資源分別回収事業について、資源物の回収方法や回収品目等の見直しを随時行う。
	剪定枝の資源化【新規】	剪定枝を資源化する仕組みを検討する。
	資源持ち込みヤードの開設【新規】	資源物のストックヤード開設など、いつでも排出できるような仕組みを検討する。
	古紙回収用ボックス設置の促進【新規】	資源分別回収事業に参加できない市民が排出できるよう、常設の保管ボックスを設置する。
	小型家電リサイクル対象品目の拡大【新規】	社会情勢等を踏まえた上で、対象品目を現在の28品目から拡大することを検討する。
	メーカー等によるリサイクル	メーカー等のリサイクルシステムが構築されているものは引き続き市民への啓発を促進する。

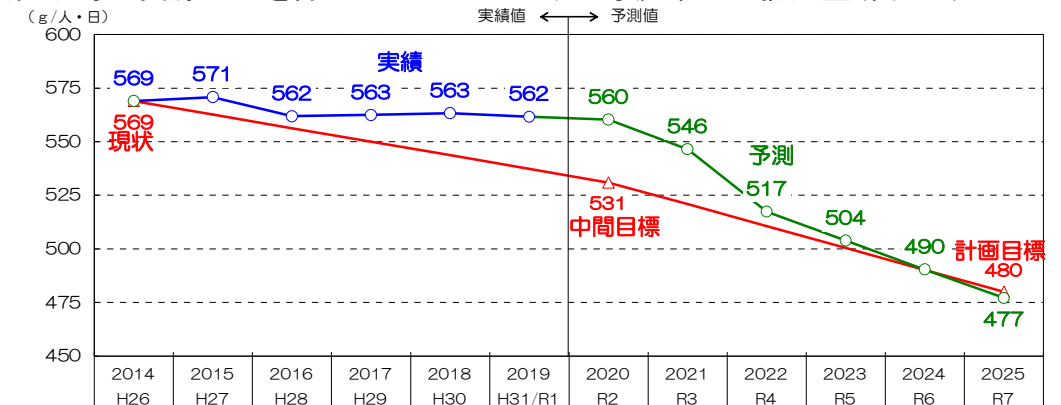
【新規】は、今回の改定で新たに追加した施策です。
 【変更】は、今回の改定で現計画の施策を見直し、変更したものです。

施策実施時における推移予測

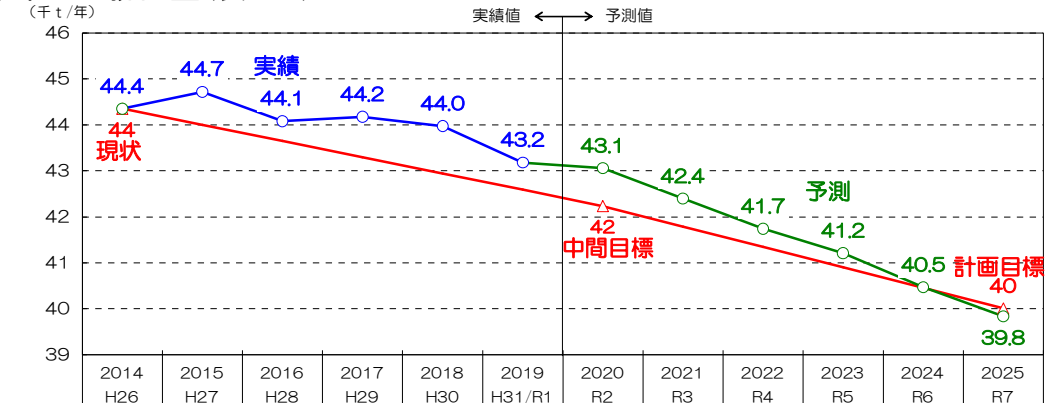
■ごみ総排出量(表 2-1)



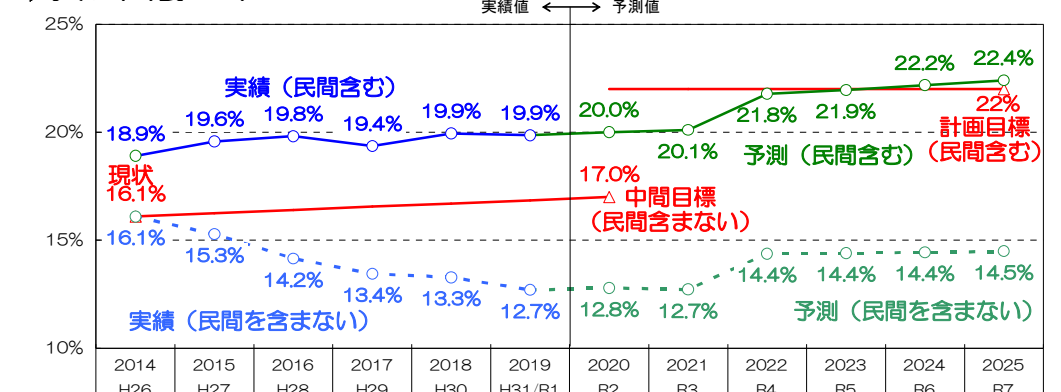
■集団回収等と資源ごみを除く1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(表 2-2)



■事業系ごみ排出量(表 2-3)



■リサイクル率(表 2-4)



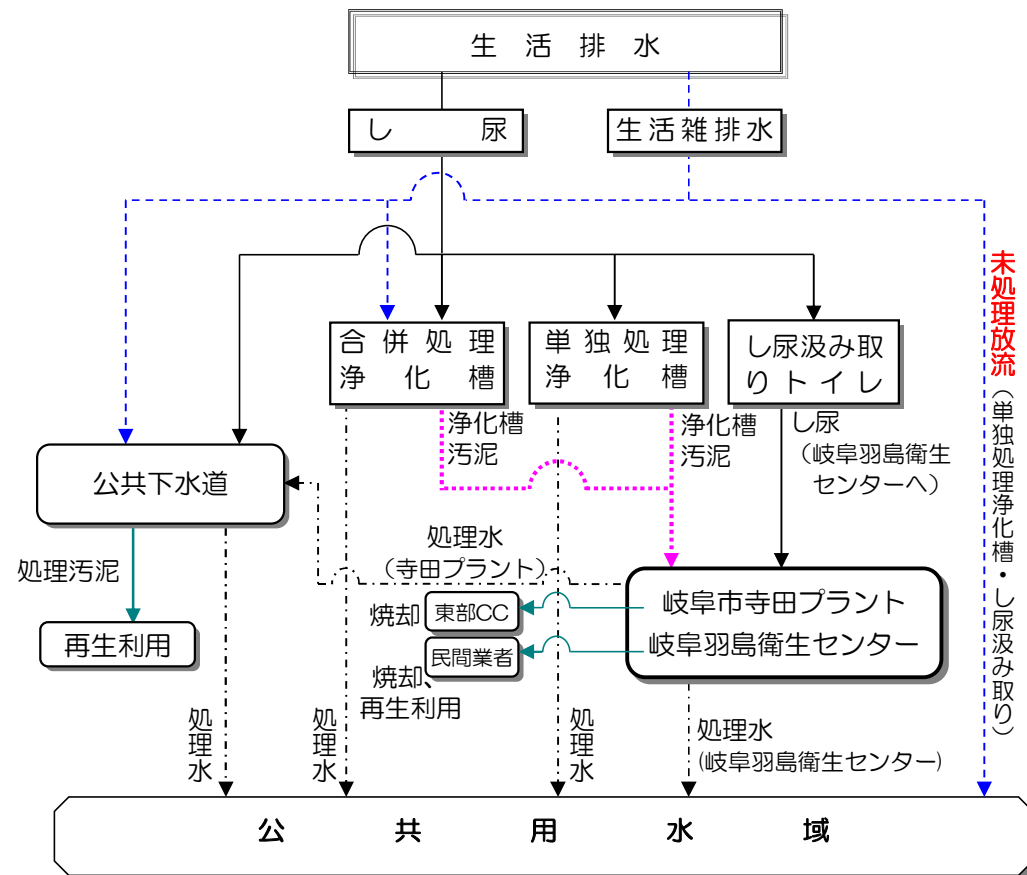
注) 現計画では、リサイクル率の目標値に民間回収分が含まれていませんでしたが、R2より民間回収分を含む22%としています。

生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状 (本編 p. 94)

現在、生活排水は下水道、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で処理しており、汲み取りし尿は岐阜羽島衛生組合の岐阜羽島衛生センターに搬入し、浄化槽汚泥は岐阜市寺田プラント及び岐阜羽島衛生センターに搬入して処理・処分を行っています。

【本市における生活排水の処理体系】



2. 中間目標に対する現状評価 (本編 p. 114)

現計画において、中間目標として設定していた目標値 87.5% には 0.3% 届かない見込みとなります。このことから、残りの計画期間においても引き続き生活排水処理率の向上に向けた施策が必要となります。

【中間目標の達成状況】

項目	現計画		実績値からの予測		
	2020年度(令和2年度)		2020年度(令和2年度)		
	中間目標値		予測値	差	達成
生活排水処理率	87.5%		87.2%	-0.3p	×

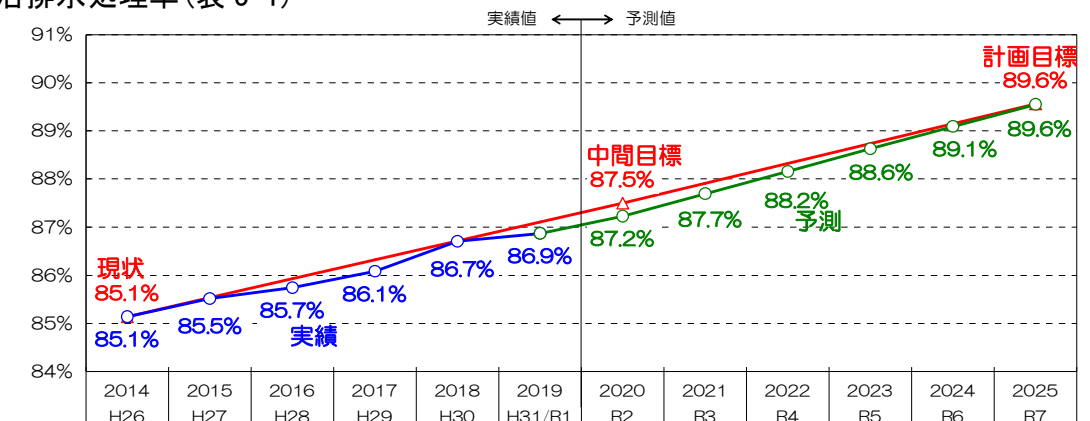
3. 生活排水処理の目標 (本編 p. 114)

現計画の中間目標に対する現状を踏まえて、現計画の目標値を引き継ぐことにし、2025年度(令和7年度)までに生活排水処理率 89.6% を達成します。(目標達成時における推移予測は表 3-1 のとおり)

2019年度(令和元年度)	⇒	2025年度(令和7年度)
86.9%		89.6%

※生活排水処理率(し尿及び生活雑排水を生活排水処理施設で衛生的に処理している人口の割合)

■生活排水処理率(表 3-1)



4. 生活排水処理の基本方針 (本編 p. 115~)

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととします。

- ①公共下水道
公共下水道は、下水道処理が効率的な区域のうち、地域の実情に応じて採算が可能な地域の整備を進めます。
- ②合併処理浄化槽
下水道が使用できない区域は合併処理浄化槽による処理を基本とします。
- ③単独処理浄化槽、汲み取りトイレ
単独処理浄化槽及び汲み取りトイレは合併処理浄化槽への切替を促進します。

5. 目標達成に向けた主な施策 (本編 p. 119)

目標を達成するため、下記の施策を行います。

【目標達成に向けた主な施策】

項目	施策の概要
公共下水道普及促進	・継続的な戸別訪問及び助成制度を活用することによる普及促進に取り組みます。
合併処理浄化槽普及促進	・生活排水処理率の向上を目指し、合併処理浄化槽による処理を継続します。 ・既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに対する補助金の交付などの支援の充実を図ります。 ・個別訪問や広報紙、HPによる普及活動を実施します。